

## 令和6年度WEBページ制作・広告補助金交付要綱

### (事業の目的)

第1条 この事業は、旅行会社が募集型企画旅行商品の販売促進等を目的として制作するWEBページの制作費と、制作したWEBページに集客するための広告費の一部を予算の範囲内で補助することにより、島根県への誘客促進を図ることを目的とする。

### (交付対象者)

第2条 旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条の規定に基づく登録を受けている旅行会社とする。

### (交付要件)

第3条 補助対象とするWEBページは、以下の要件をすべて満たす旅行会社が自社のWEBサイトに掲載するWEBページで、島根県の観光情報の発信、島根県内に宿泊する旅行商品の販売促進に資するページとする。ただし、旅行商品のみを掲載する販売用の商品ページは対象としない。

- (1) A4サイズ2ページ相当以上のページボリュームであるもの。
- (2) 島根県に関する情報の掲載割合が90%以上のもの。
- (3) 島根県内の観光地についての情報を3箇所以上掲載するもの。
- (4) 令和7年3月31日までに公開し、6ヶ月間以上掲載する見込みのもの。(自社のWEBサイト内に導線を設置し、随時閲覧可能な状態となっていること。)
- (5) 「ご縁も、美肌も、しまねから。」のロゴをページ内に掲載すること。
- (6) 「しまね観光ナビ」のリンクバナーをページ内に掲載すること。
- (7) 要した経費が確認できる制作会社からの請求書等を証憑として提出すること。
- (8) 本要綱で補助するWEBページの制作費について、島根県、21世紀出雲空港整備利用促進協議会、萩・石見空港利用拡大促進協議会、隠岐空港利用促進協議会、木次線利活用推進協議会から補助金等を受けていないこと。

2 補助対象とする広告は、第1項のWEBページに集客するための広告であり、以下の要件をすべて満たす広告とする。

- (1) 広告からの導線が第1項の要件を満たすWEBページにリンクしていること。(旅行商品のみを掲載する販売用の商品ページに集客するための広告は対象としない)
- (2) 令和7年3月31日までに完了する広告であること。
- (3) 要した経費が確認できる広告会社からの請求書等を証憑として提出すること。
- (4) 本要綱で補助するWEBページに集客するための広告費について、島根県、21世紀出雲空港整備利用促進協議会、萩・石見空港利用拡大促進協議会、隠岐空港利用促進協議会、木次線利活用推進協議会から補助金等を受けていないこと。

3 既に同条第1項の要件を満たすWEBページを制作している場合は、同条第2項の広告のみでも補助対象とする。

### (補助対象経費、補助金額及び補助限度額)

第4条 WEBページの制作費に対する補助金額は、実費から消費税及び地方消費税を除いた額の2分の1とし、1事業所あたりの年間上限額は30万円とする。

2 広告費に対する補助金額は、実費から消費税及び地方消費税を除いた額の2分の1とし、1事業所あたりの年間上限額は50万円とする。

### (交付の申請)

第5条 補助を受けようとする者は、事前に公益社団法人島根県観光連盟会長(以下、「会長」という。)へ補助金交付申請書(様式第1号)に以下の書類を添えて、提出しなければならない。

- (1) WEBページの概要(構成やデザイン案等)がわかる資料
- (2) WEBページを通じて販売促進する旅行商品の概要がわかる資料
- (3) WEBページの制作費を証明する見積書等の写し(新規制作または改修する場合のみ)
- (4) 広告の内容がわかる資料

(5) 広告費を証明する見積書等の写し

2 前項の規定による申請に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税を除いて申請しなければならない。

(交付の決定)

第6条 会長は、前条による申請があったときは内容を審査し、交付を決定することとしたときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請を行った者（以下、「交付決定者」という。）に通知する。

(変更交付申請)

第7条 交付決定者は、前条の交付決定後に事業の内容を変更する場合又は中止する場合は、補助金変更交付申請書（様式第3号）を提出し、会長の承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の補助金変更交付申請書が提出された場合において、変更を承認するときは、補助金変更交付決定通知書（様式第2号を準用）により通知する。

(実績報告)

第8条 交付決定者は、WEBページを制作または広告を完了した日から起算して20日以内（令和7年3月31日を越える場合は令和7年3月31日まで）に補助金実績報告書（様式第4号）に以下の書類を添えて、会長に提出しなければならない。

(1) WEBページをプリントアウトしたもの

(2) WEBページで販売促進している旅行商品の資料（WEB画面をプリントアウトしたもの等）

(3) WEBページの制作費を証明する請求書等の写し（新規制作または改修する場合のみ）

(4) 広告の内容がわかる資料（成果物等）

(5) 広告費を証明する請求書等の写し

(補助金の確定)

第9条 会長は前条に基づく実績報告書の提出があった場合には、必要な検査を行い、その報告にかかる事業の実施結果が適正であると認めるときは、補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第10条 補助金の支払いは、精算払いとする。

2 会長は前条の額の確定通知後、交付決定者から支払い請求書（様式第6号）を受理したときは、その日から30日以内に支払うものとする。

(ページ閲覧数の報告)

第11条 交付決定者は、WEBページを公開後、6か月間のページ閲覧数を閲覧数報告書（様式第7号）により会長に報告しなければならない。

(帳簿等の保存)

第12条 交付決定者は、当該補助事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しなければならない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付等に関して必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月17日から施行する。